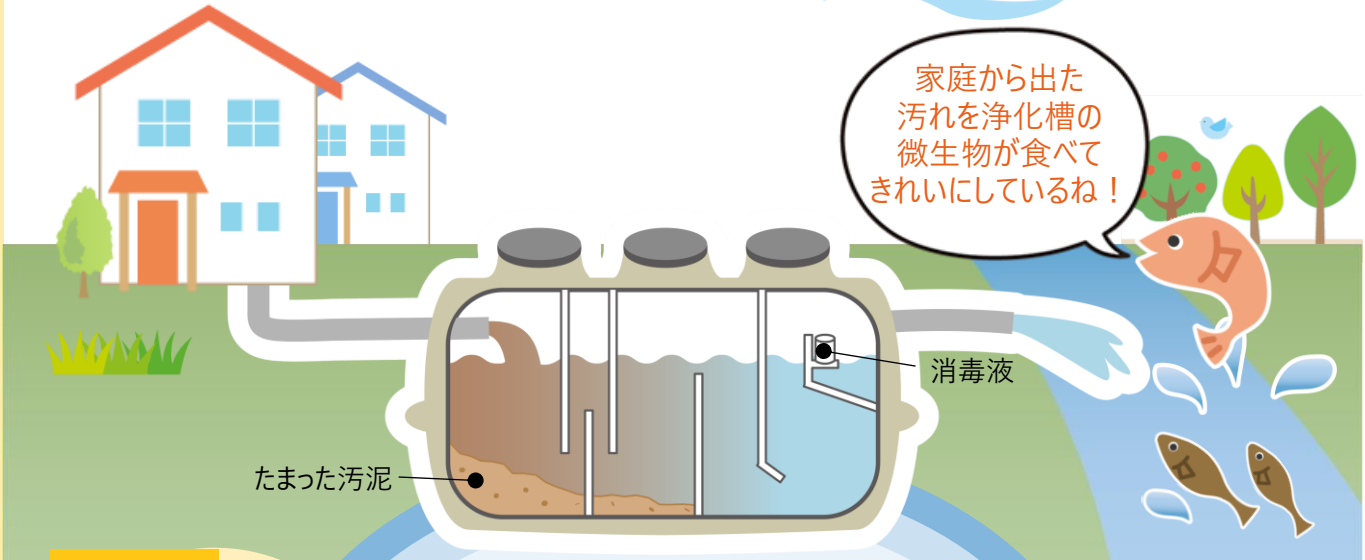
浄化槽を正しく使って
我が家から川をきれいに



浄化槽使用者の 3つの義務

清掃
- 年1回以上
- たまった汚泥※や固形物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった微生物など

保守点検
- 年3～4回※
- 装置の点検・調整、消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方法・人槽により決まっています

法定検査
- 毎年1回
- 浄化槽機能の総合診断

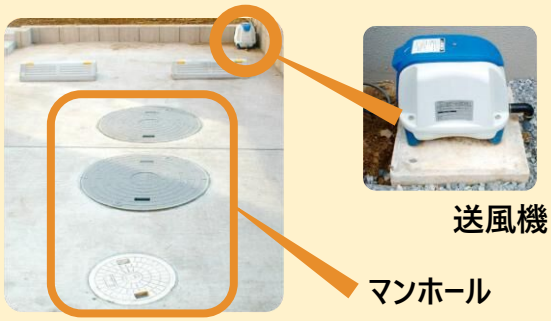
法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

埼玉県・市町村

浄化槽維持管理 Q&A

Q 水洗トイレを使用しています。下水道に接続されているのではないのですか。

A 水洗トイレ＝下水道ではありません。
浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



Q 年1回以上必ず清掃する必要はありますか

A 浄化槽にたまった汚泥は、長期間放置すると底部に固まったり、浄化槽の内部を破損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲が不衛生な環境になります。
また、取り除くのに多額の費用を要することがあります。

Q 法定検査は何のために行うのですか。

A 法定検査とは、総合的に浄化槽の機能判断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。

Q ○○会社にお願いしているのは法定検査ではないのですか。

A 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託（依頼）している事業者とは異なります。お住まいの地域では（一社）埼玉県浄化槽協会が指定されています。
　なお、保守点検業者が検査のお申込や採水を代行する制度もあります。詳細は（一社）埼玉県浄化槽協会にお問合せください。

Q 法定検査の料金はいくらかかりますか。

A 一般家庭用（10人槽以下）で6.000円です。
※消費税はかかりません。
※11人槽以上は料金が異なります。（一社）埼玉県浄化槽協会にお問合せください。

浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

● 清掃業者

市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

● 保守点検業者

県水環境課ホームページまたは環境管理事務所におたずねください。

● 法定検査のお申込み先

（一社） 埼玉県浄化槽協会
☎ 048-501-5707

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

- □ 北部環境管理事務所　☎ 048-523-2800
- □ 東部環境管理事務所　☎ 0480-34-4011
- □ 秩父環境管理事務所　☎ 0494-23-1511
- □ 越谷環境管理事務所　☎ 048-966-2311

環境部水環境課　☎ 048-830-3083
Fax 048-830-4773

彩の国 埼玉県

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

※ このチラシは下水道に接続しているお宅にも配布される場合がありますが、ご容赦ください。

R8.07